

## 重要な会計方針等の記載及び貸借対照表等に関する注記

1. 継続事業の前提に関する事項  
該当なし。
2. 資産の評価基準及び評価方法
  - ①たな卸資産  
最終仕入原価法を採用しています。
3. 固定資産の減価償却の方法
  - ①有形固定資産  
定率法を採用しています。但し、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物付属設備を除く）については、定額法を採用しています。また、平成28年4月1日以降に取得した建物付属設備及び構築物については、定額法を採用しています。
  - ②無形固定資産  
定額法を採用しています。
4. 引当金の計上基準
  - ①貸倒引当金  
債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については法人税法における貸倒引当金の繰入限度額を、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しています。
  - ②賞与引当金  
従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当会計年度に負担すべき額を計上しています。  
賞与引当金に対する社会保険料を未払費用に計上しています。
  - ③退職給付引当金  
職員の退職給付に備えるため、当会計年度末における退職給付債務を簡便法（退職給付に係る期末自己都合支給額を退職給付債務とする方法）により計上しています。
  - ④役員退職慰労引当金  
役員退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しています。
5. 消費税及び地方消費税の会計処理の方法  
消費税及び地方消費税の会計処理は、税込方式によっています。
6. その他貸借対照表等作成のための基本となる重要な事項
  - ・ 補助金等の会計処理方法  
固定資産の取得にかかる補助金等について、直接減額方式（固定資産の取得時に取得原価から直接減額する方法）を採用しております。
7. 重要な会計方針を変更した旨等  
該当なし。
8. 資産及び負債のうち収益業務に関する事項・収益業務からの繰入金の状況に関する事項  
該当なし
9. 担保に供されている資産に関する事項  
該当なし。
10. 法第51条第1項に規定する関係事業者に関する事項  
該当なし。
11. 重要な偶発債務に関する事項  
該当なし。

12. 重要な後発事象に関する事項  
該当なし。

13. その他医療法人の財政状態又は損益の状況を明らかにするために必要な事項

①有形固定資産減価償却累計額 454,917千円

②税効果に係る事項

・繰延税金資産の発生原因別内訳

役員退職慰労引当金	15,088 千円
退職給付引当金	12,480
賞与引当金	7,211
その他	1,450
繰延税金資産計	<u>36,230</u>

・法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率	23.32%
(調整)	
過年度法人税等調整額	-26.23%
税額控除	-6.09%
その他	0.05%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	<u>-8.95%</u>